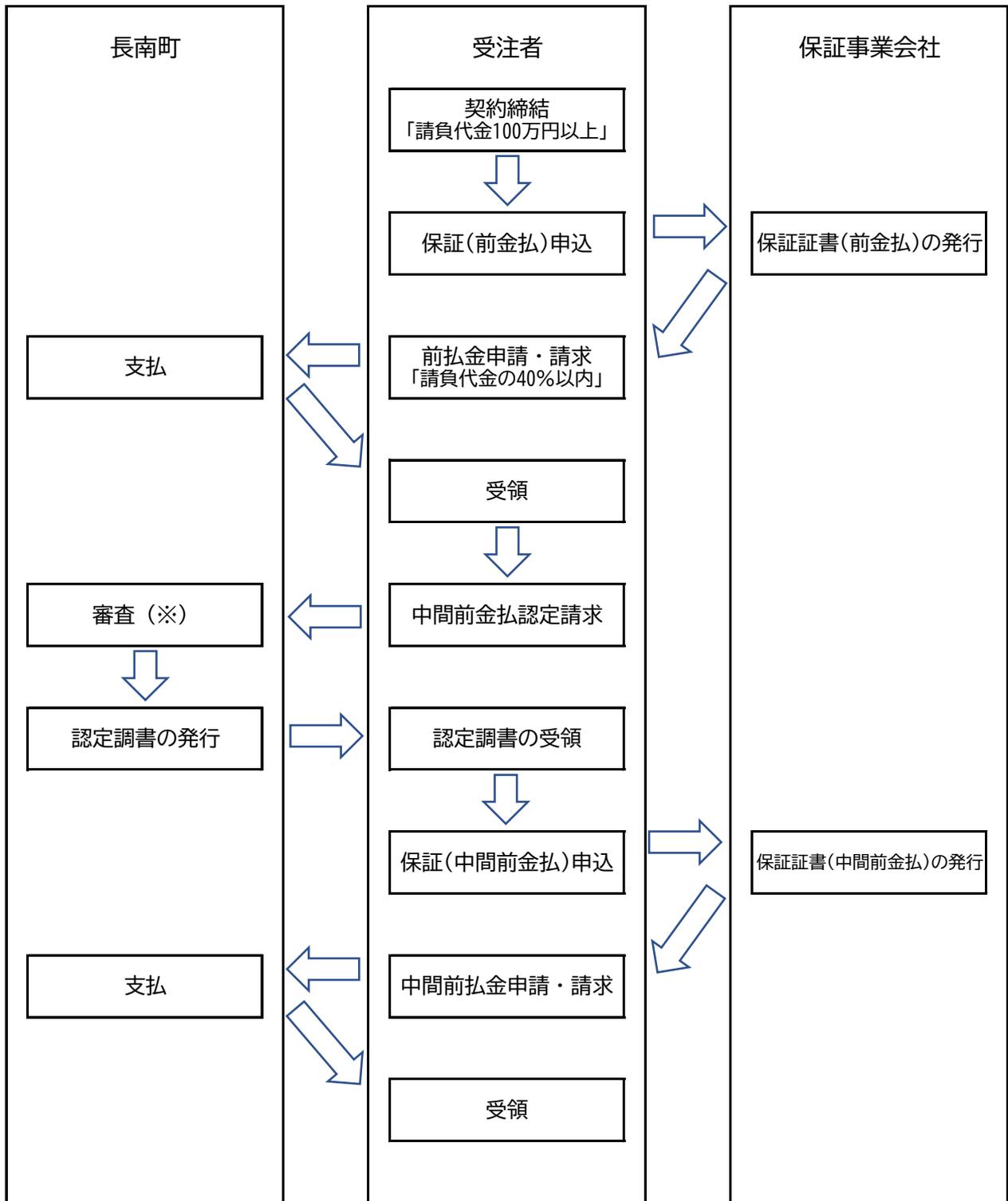


【前金払に係る事務手続きフロー図】



(※)中間前金払の要件

- ①既に前金払の支払を受けていること
- ②工期の2分の1を経過していること
- ③工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ④既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること(出来高が50%以上であること)